

株式会社マドック 行動計画

社員が心身ともに健康で、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標1 法定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

【対策】

- ① 令和7年7月～
達成状況の整理及び次年度の実施の周知を行う。
- ② 令和8年4月～6月
実施状況を把握し、未達成者に対し、別日での実施を促す。
- ③ 令和8年7月～
達成状況の整理及び次年度の実施の周知を行う。
- ④ 令和9年4月～6月
実施状況を把握し、未達成者に対し、別日での実施を促す。

目標2 全社員の年次有給休暇について、年間10日以上を取得を目指す。

【対策】

- ① 令和8年3月～
有給休暇の取得状況について実態を整理する。
- ② 令和8年3月～
計画的な取得・目標を周知する。
- ③ 令和8年5月～
目標未達成者に対し、代替取得日を確認し、有給休暇の取得を促す。
- ④ 令和9年3月～
有給休暇の取得状況について実態を整理する。
- ⑤ 令和9年3月～
計画的な取得・目標を周知する。
昨年目標未達成者に対しては、今年度の目標日数に未達成分を上乗せし、計画的な取得を促す。
- ⑥ 令和9年5月～
目標未達成者に対し、代替取得日を確認し、有給休暇の取得を促す。

株式会社マドック 行動計画

社員が心身ともに健康で、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標3 健康診断時のオプション検査受診促進を図り、長く健康に働ける環境を目指す。

【対策】

- ① 令和8年3月～
オプション検査受診促進のため、全従業員を対象としたアンケートを実施する。
- ② 令和8年4月～
アンケート結果を基に要望事項を整理し、就業規則改定について検討する。
- ③ 令和8年6月～
オプション検査の受診促進を図るため、就業規則を改定する。
- ④ 令和8年7月～
就業規則の改定内容について、全社員へ周知を行う。
- ⑤ 令和8年8月～
健康診断予約受付時に、制度を活用したオプション検査受診を促す。
- ⑥ 令和9年2月～
再検査対象者に対して、健康管理休暇を活用し、早期受診を促す。
- ⑦ 令和9年8月～
健康診断予約受付時に、制度を活用したオプション検査受診を促す。
- ⑧ 令和10年2月～
再検査対象者に対して、健康管理休暇を活用し、早期受診を促す。

オプション検査項目

- 血液検査……………AICS（がんリスク検査）、ABC検診（ピロリ菌抗体検査+ペプシノーゲン）
- 女性がん検診……乳がん（乳腺超音波・マンモグラフィ）、子宮がん（子宮頸部細胞診）
- その他……………骨密度測定、動脈硬化コース、体組成測定、脳ドック(MRI)など

健康管理休暇……………健康診断・人間ドック受診後に再検査の指示があった場合に取得可能な休暇

目標4 女性の健康上の特性を踏まえた制度の活用促進を図り、働きやすい環境を目指す。

【対策】

- ① 令和8年2月～
社内の理解を促進するため、女性特有の健康課題に関する研修会を行う。
- ② 令和8年3月～
健康管理休暇の有効的な活用に向け、制度内容の周知を行う。
- ③ 令和8年4月～
女性健康配慮担当者を配置し、女性の健康課題を相談しやすい体制づくりを行う。

健康管理休暇……………生理により就業が著しく困難な場合やPMS(月経前症候群)、不妊治療もしくはそれに関連する検査等で通院が必要な場合に取得可能な休暇